



島根県報

平成27年3月31日（火）

号外第72号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則	（財 政 課）	2
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	3

公布された条例等のあらまし

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

規 則

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第5号を削り、第6号を第5号とし、同表第7号中「市町村定住支援体制強化交付金」を「市町村定住支援体制整備推進交付金」に改め、同号を同表第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

7 過疎地域市町村定住支援体制整備推進交付金

別表中第78号を第83号とし、第74号から第77号までを5号ずつ繰り下げ、第72号及び第73号を削り、第71号を第78号とし、第51号から第71号までを7号ずつ繰り下げ、第50号を第56号とし、同号の次に次の1号を加える。

57 島根県多面的機能支払交付金

別表第49号中「環境保全型農業直接支援対策交付金」を「環境保全型農業直接支払交付金」に改め、同号を同表第55号とし、同表中第48号を削り、第47号を第54号とし、第46号を第53号とし、第45号を第52号とし、同表第44号中「農業経営基盤強化事業事務取扱交付金」を「島根県国有農地等管理处分事業事務取扱交付金」に改め、同号を同表第51号とし、同表中第43号を第50号とし、第34号から第42号までを7号ずつ繰り下げ、第33号を削り、第32号を第39号とし、同号の次に次の1号を加える。

40 島根県原子力防災安全等対策交付金

別表中第31号を第38号とし、第28号から第30号までを7号ずつ繰り下げ、同表第27号中「島根県母子衛生費等負担金」を「島根県未熟児養育医療費等負担金」に改め、同号を同表第34号とし、同表中第26号を第33号とし、第22号から第25号までを7号ずつ繰り下げ、同表第21号中「しまねすくすく保育支援事業交付金」を「しまねすくすく子育て支援事業交付金」に改め、同号を同表第23号とし、同号の次に次の5号を加える。

24 地域少子化対策強化交付金

25 子ども・子育て支援交付金

26 子どものための教育・保育給付費負担金

27 子ども・子育て支援整備交付金

28 地方消費喚起・生活支援型交付金（多子世帯支援）

別表第20号中「しまね子育て支援プラス事業交付金」を「しまね縁結び市町村交付金」に改め、同号を同表第22号とし、同表中第19号を第21号とし、第10号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第9号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

10 しまね社会貢献基金活動支援金

別表中第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

8 過疎地域新規卒業者等雇用促進支援事業推進交付金

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第5号、第7号、第20号、第21号、第27号、第33号、第44号、第48号、第49号、第72号及び第73号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第10号、第24号、第28号、第40号、第51号及び第57号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成14年島根県規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則

第1条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則（平成13年^{経済産業省}令第13号）」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年^{経済産業省}令第7号）」に改める。

第2条の見出しを「（第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出）」に改め、同条中「第15条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第3条の見出しを「（第一種フロン類充填回収業者登録簿等の閲覧場所）」に改め、同条中「第14条及び」を「第32条及び」に、「準用する法」を「準用する同法」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改める。

別記様式中「第一種フロン類回収業廃業等届出書」を「第一種フロン類充填回収業廃業等届出書」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第15条第1項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項」に、「第一種フロン類回収業の」を「第一種フロン類充填回収業の」に、「第一種フロン類回

収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「必ず法律第15条第1項の規定による」を「、必ず」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。